

CJRP Discussion Paper Series

# 民事訴訟訴訟率への 事件類型の影響可能性

飯考行

専修大学法学部

No.28

March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

# 民事訴訟訴訟率への事件類型の影響可能性

飯考行

## 〔要旨〕

2014年訴訟記録調査と訴訟当事者調査は、2004年の同調査とともに、従来の司法統計では概括的な区分にとどまっていた訴訟の種類や態様を明らかにするものである。本稿は、これらの調査の知見が、これまでの日本における民事訴訟率の低さの理由付けに新たな光を当てるのではないかと着想し、日本の地方裁判所の民事訴訟率は民事訴訟の事件類型により影響を受けうるという仮説を立てて、その是非を検討する。その結果、民事訴訟率は様々な事象に影響を受けうるものの、民事訴訟の事件類型、とりわけ法人が訴訟当事者として民事訴訟を利用する態様により影響を受けうることを論じる。

## 1 はじめに

2014年に地方裁判所本庁で終結した民事訴訟について、裁判所の事件記録にもとづく自然人、法人が当事者の民事訴訟の内容や時期などに関する訴訟記録調査（以下、2014年訴訟記録調査）と、同記録にもとづく自然人の原告、被告とその代理人に対する郵送調査（以下、訴訟当事者調査）が行われた。

以前に、2004年時点を対象にしてほぼ同様の調査が行われている（以下、2004年訴訟記録調査）。ただし、この前回の訴訟記録調査では、法人同士の訴訟（全体の約1割）は調査対象から除外されている（河合2010：5頁）。

関連する先行研究に、2004年訴訟記録の概観（河合2010）、2014年訴訟記録調査の概観（飯田2020a）、訴訟の種類や態様に関する分析（木下2020）、当事者の自然人・法人別の分析（飯田2020b）がある。同調査の一端を担った経験と、データ分析および上記の先行研究から分かるのは、法人が当事者の事件が民事訴訟で少なからぬ割合を占めていることである。これまで、民事訴訟を論じる際に、訴訟当事者として、主に自然人が想定されていたのではなかろうか。

法社会学では、日本の民事訴訟率の低さの理由づけが、主要な研究テーマの一つをなしてきた。文化説（川島1967、ヴォルシュレーガー2001）、制度説ないし機能不全説（ヘイリー1978—1979、馬場2004など）、予測可能性説（ラムザイヤー1990）、紛争管理説（Tanase1990）などが唱えられてきたことは、周知の通りである。他方、当該テーマに関して、民事訴訟の実際の態様および類型を踏まえた検討は、ほとんどなされてこなかったように見受けられる。

本稿は、日本の地方裁判所の民事訴訟率は、民事訴訟の事件類型により影響を受けうるという仮説を立て、2004年と2014年の訴訟記録調査と訴訟当事者調査その他のデータを交えて、その是非を検討する。

## 2 民事訴訟事件の特徴

### (1) 訴訟記録調査

2014年に地方裁判所全本庁(50ヶ所)で終結した民事通常訴訟件100,704件より1,501件を抽出した(1.5%)。以下は、その事件別内訳の概要である。

多い順に、その他(26.4%)、不当利得返還(過払金返還請求を含む)(19.1%)、土地・建物の明け渡し(18.3%)、家賃・地代関係(15.9%)、交通事故以外の損害賠償(14.0%)、立替金・求償金関係(10.1%)、貸金関係(9.5%)、交通事故関係(8.9%)、保証関係(7.9%)、労働(4.5%)、契約関係の損害賠償(4.3%)、請負関係(3.7%)、相続関係(3.5%)、土地・建物登記関係(2.7%)、売買代金関係(2.0%)、債務不存在確認(1.7%)、土地・建物の所有権(0.8%)、預託金(0.7%)、手形(0.1%)、境界確定(0.1%)。以上の内訳は、譲受債権(3.5%)、督促異議申立(2.8%)、奨学金(1.5%)を含む。

以上の事件別内訳の主な特徴は、以下の通りである。土地・建物の明け渡しは20%弱(18.3%)である。貸金関係と立替金・求償はそれぞれ10%前後(9.5%、10.1%)となっている。原告のうち自然人割合は半数強(57.7%)で、うち被告が法人の不当利得返還(過払金返還請求を含む)事件は1/3弱(28.8%)で、過払金事件は自然人原告事件の16.6%と見られる。原告のうち法人割合は半数弱(43.9%)で、うち被告が自然人の訴訟が多くを占める(80.1%)。

木下(2020)によれば、2004年終局事件と法人同士の事件を除いた2014年終局事件を比較して、両者の動向には大きな違いはなく、いずれにおいても土地・建物の明け渡し、貸金、立替金・求償金、交通事故以外の損害賠償が多い。ただし、2014年終局事件では、過払金訴訟が大幅に増加していた。クラスター分析による訴訟のタイプを類型化では、「法人争訟追求タイプ」、「自然人争訟追求タイプ」、「法人業務タイプ」、「自然人定型タイプ」の4つの類型に分類できる。そのうち、第1類型の「法人争訟追求タイプ」は、原告である法人が、自然人あるいは法人を被告に、訴額が比較的大きい事件について、強く権利主張をしている訴訟類型で、原告が法人で被告が自然人である事件が6割近くあり、原告被告とも法人の事件が4割を占める。第3類型の「法人業務タイプ」では、法人が主として自然人を被告として行うタイプの訴訟と推測され、業務として訴訟を行っているためか、弁護士に代理を頼まなくても訴訟遂行ができる法人も比較的多いのに対し、被告は代理人を立てることもしておらず、終局の仕方では、判決、それも請求認容で終了しているものが多く、原告が法人で被告が自然人である事件が9割弱を占めている。

飯田(2020)は、当事者が自然人であるか法人であるかによる事件のタイプ分けを行ったうえで、それぞれのタイプにおける認容率・和解率・取下率を調べている。その結果、自然人・法人の別は認容率および取下率と有意な関連があり、原告が法人であれば認容率が上昇し、取下率は低下するが、被告が法人であれば、逆に認容率が低下し、取下率が上昇する。それに対して、自然人・法人の別は和解率とは有意な関連が見られない。代理人の存在は(原告側・被告側のどちらであれ)、和解率とは正の相関、取下率とは負の相関にあるところ、それとは独立して、自然人・法人の別も、終局形態に対して一定の効果を有しているようであると結論づけている。

## (2) 訴訟当事者調査

### ①どのような問題をめぐる裁判だったか

全体は、多い順に、その他(26.4%)、お金の貸し借り(20.7%)、交通事故(14.2%)、家・マンション・土地などの貸し借り(14.0%)、家や土地の購入・売却・改修(8.0%)、家族や親戚づきあい(7.6%)、商品・サービスの購入や契約(7.1%)、経営する会社や勤務する会社の事業(5.3%)、職場や働き方(4.9%)、高齢社会に特有の問題(3.8%)、犯罪(3.1%)、病院や医療(2.4%)、役所との間での問題(1.6%)、近所づきあい(0.4%)、インターネットや携帯電話の利用(0.2%)、学校や子ども・孫の教育(0.2%)。

自然人原告では、多い順に、その他(29.3%)、お金の貸し借り(23.3%)、交通事故(13.3%)、家・マンション・土地などの貸し借り(10.7%)、商品・サービスの購入や契約(7.4%)、家族や親戚づきあい(7.4%)、職場や働き方(5.2%)、家や土地の購入・売却・改修(4.8%)、高齢社会に特有の問題(4.8%)、経営する会社や勤務する会社の事業(4.4%)、病院や医療(4.1%)、犯罪(3.3%)、役所との間での問題(1.5%)、近所づきあい(0.7%)、インターネットや携帯電話の利用(0.4%)、学校や子ども・孫の教育(0.4%)の順である。

自然人被告では、多い順に、その他(22.2%)、家・マンション・土地などの貸し借り(18.9%)、お金の貸し借り(16.7%)、交通事故(15.6%)、家や土地の購入・売却・改修(12.8%)、職場や働き方(10.0%)、家族や親戚づきあい(8.3%)、商品・サービスの購入や契約(6.7%)、経営する会社や勤務する会社の事業(6.7%)、高齢社会に特有の問題(5.6%)、犯罪(3.3%)、家族や親戚づきあい(2.8%)、役所との間での問題(1.7%)、インターネットや携帯電話の利用(0%)、病院や医療(0%)、学校や子ども・孫の教育(0%)、近所づきあい(0%)の順である。

### ②裁判の相手はどのような人あるいは組織だったか

自然人原告は、多い順に、その他(41.1%)、それまで知らなかった人(27.0%)、配偶者以外の家族・親戚(12.5%)、取引先(9.9%)、自分の会社(勤務先)(6.8%)、知人・友人(5.3%)、職場の同僚・上司など(4.2%)、配偶者・元配偶者(2.7%)、近隣の人(2.3%)。

自然人被告は、多い順に、その他(33.4%)、それまで知らなかった人(26.5%)、配偶者以外の家族・親戚(16.7%)、取引先(10.2%)、近隣の人(7.8%)、配偶者・元配偶者(4.8%)、知人・友人(3.0%)、自分の会社(勤務先)(2.4%)、職場の同僚・上司など(1.8%)。

## 3 訴訟当事者の特徴(自然人原告の理人の有無による異同)

カイ二乗検定の結果、有意差が認められなかった主な事項は、以前の民事裁判経験と調停経験、裁判再利用意欲、総合的な裁判満足度である。

他方、有意差が認められたのは、以下の事項である。

裁判経験回数と調停経験回数は、代理人付き原告の方が本人訴訟原告よりもそれぞれ少ない(ともに $p < .05$ )。

事件種別で、代理人付き原告の方が多いのは、学校や子ども・孫の教育( $p < .01$ )、交通事故( $p < .05$ )、高齢社会に特有の問題( $p < .05$ )で、本人訴訟原告の方が多いのは、家族や親戚づきあい( $p < .05$ )、役所との間での問題( $p < .05$ )である。

裁判前の予想との違いは、代理人付き原告の方が、裁判にかかったお金をより高く感じ

(p<.01)、時間をより長く感じている (p<.01)。

本件の争いが始まってから裁判になるかもしれないと考えるようになるまでの期間は、代理人付き原告の方がより長く回答している (p<.01)。

裁判を起こすことを決めたときに裁判に期待したことにつき、代理人付き原告の方が事実関係をはっきりさせることをより多く期待していた (p<.01)。

裁判全体で使ったお金 (裁判で負けたり和解で取り決めたりして相手方に払ったお金は除く) は、代理人付き原告の方が多かった (p<.05)。

地方裁判所での裁判の結果で、和解 (示談) が成立したのは代理人付き原告の方が多く (p<.05)、訴えを取り下げたのは本人訴訟原告の方が多かった (p<.01)。

地方裁判所で判決が出た原告のうち、本人訴訟原告の方が判決書を判決理由を含めてよく読んでいた (p<.05)。判決の内容は、代理人付き原告の方が実質的にみて勝訴であった (p=.05)。

証拠収集や事実調査は、本人訴訟原告の方が、相手方の持っている証拠や事実を調べるのが困難で、第三者のもとにある証拠や事実を調べるのが困難だった (それぞれ p<.05)。代理人付き原告の方が、証拠や事実をさがす必要がなかった (p<.05)。

当事者尋問は、代理人付き原告の方が、法廷で証言したことはなかった (p<.05)。

裁判官の評価は、本人訴訟原告の方が、裁判官は自分を見下しているようだった (p<.05)、裁判官の裁判のすすめ方は強引だった (p<.01)、と感じている。

裁判の相手は、代理人付き原告の方が、それまで知らなかった人が多かった (p<.05)。

裁判の相手とは、本人訴訟原告の方が、他にも紛争やもめごとをかかえていた (p<.05)。

裁判は高齢の方にとって利用しやすいか利用しにくいかにつき、代理人付き原告の方が、わからないという回答が多かった (p<.01)。

## 4 民事訴訟事件数と法人数等の推移

### (1) 民事訴訟事件数

第一審民事通常訴訟事件のうち、地方裁判所の事件数は、以下の通りである。なお、2014年民事訴訟記録調査では、地方裁判所本庁の事件のみを対象としているが、以下のデータは、地方裁判所支部を含む地方裁判所全体の訴訟事件数となっている。

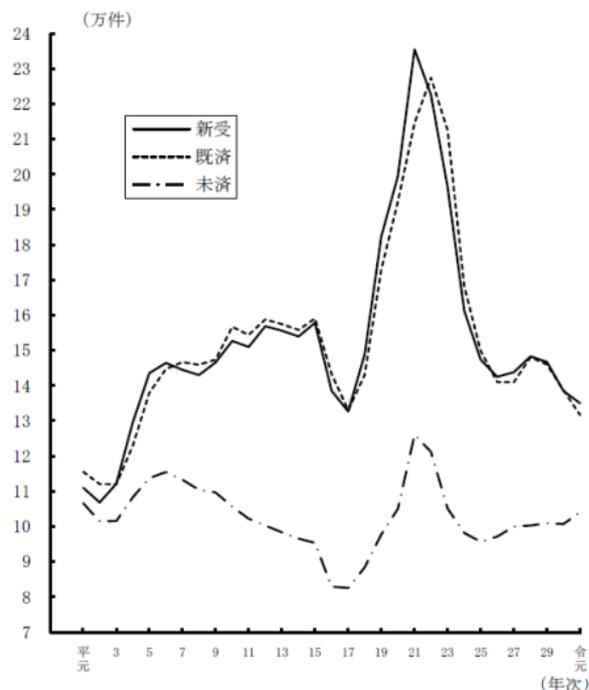
平成を通じて、2009年をピークに上昇し、下降傾向にある。この増減に影響を与えた主な要因は、過払い金返還請求訴訟と見られる。

§ 1 民事・行政訴訟事件

(1) 第一審民事通常訴訟事件

① 地方裁判所

年次	新受	既済	未済
平成元年	110,970	115,502	106,561
2	106,871	112,020	101,412
3	112,080	111,958	101,534
4	129,437	122,780	108,191
5	143,511	137,934	113,768
6	146,392	144,693	115,467
7	144,479	146,651	113,295
8	142,959	145,858	110,396
9	146,588	147,373	109,611
10	152,678	156,683	105,606
11	150,952	154,395	102,163
12	156,850	158,781	100,232
13	155,541	157,451	98,322
14	153,959	155,755	96,526
15	157,833	159,032	95,327
16	138,498	143,294	82,913
17	132,654	133,006	82,561
18	148,767	142,976	88,352
19	182,290	172,885	97,757
20	199,522	192,233	105,046
21	235,508	214,512	126,042
22	222,594	227,435	121,201
23	196,366	212,492	105,075
24	161,313	168,229	98,159
25	147,390	149,930	95,619
26	142,488	141,008	97,099
27	143,817	140,974	99,942
28	148,307	148,023	100,226
29	146,680	145,982	100,924
30	138,444	138,682	100,686
令和元年	134,934	131,560	104,060



(注) 平成16年4月に人事訴訟事件を家庭裁判所に移管するまでの数値については、民事通常訴訟事件に人事訴訟事件を含んだ数値である。

(最高裁判所 (2020) 35 頁)

民事訴訟記録調査の対象年の2004年と2014年を比較すると、138,498件から142,488件人へ約1.02倍増加している。2014年にも減少傾向とはいえ過払い金返還請求訴訟が見られ、件数にも影響を与えている。

2004年と2014年の人口はそれぞれ127,687,000人と127,083,000人で、約0.5%減少している。人口10万人あたりの民事訴訟率は、それぞれ108.5件と112.1件で、約3.3%増加している。

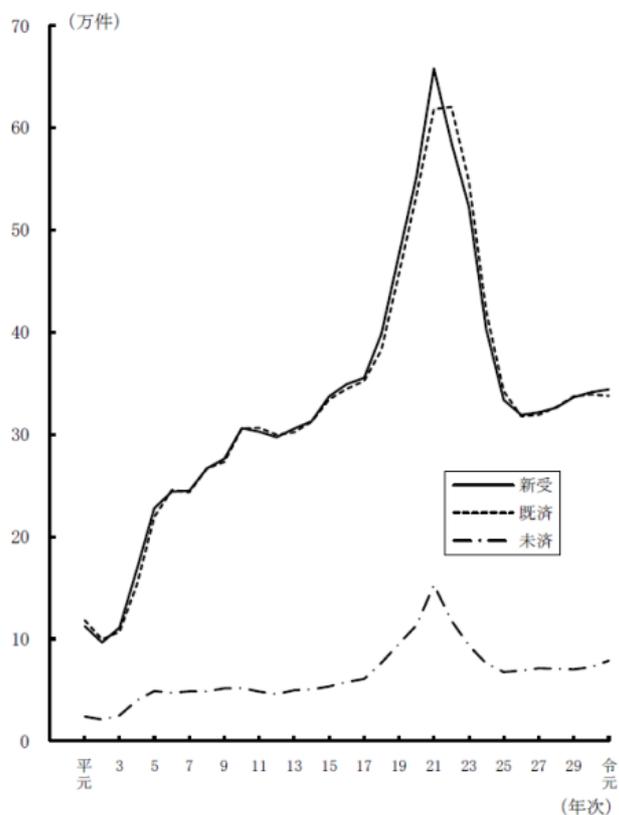
2019年の民事訴訟件数は134,934件、人口126,167,000人で、訴訟率は107.0件となっている。

2014年民事訴訟記録調査および当事者調査は、地方裁判所本庁で終了した事件に限られているが、簡易裁判所の訴訟事件数を参考までに記せば以下の通りである。上記に地方裁判所の民事訴訟事件数と同様に、平成を通じて、2009年をピークに上昇して下降傾向にあり、過払い金返還請求訴訟の影響と見られる。

② 簡易裁判所

年次	新受	既済	未済
平成元年	112,472	118,019	24,083
2	96,635	99,545	21,173
3	110,942	107,102	25,013
4	168,588	153,566	40,035
5	227,791	219,027	48,799
6	244,131	245,628	47,302
7	244,865	243,534	48,633
8	266,573	266,645	48,561
9	276,120	273,087	51,594
10	306,169	305,801	51,962
11	302,690	306,349	48,303
12	297,261	299,579	45,985
13	305,711	301,997	49,699
14	312,952	312,263	50,388
15	337,231	334,188	53,431
16	349,014	344,580	57,865
17	355,386	352,449	60,802
18	398,261	382,753	76,310
19	475,624	456,968	94,966
20	551,875	533,742	113,099
21	658,227	618,432	152,894
22	585,594	620,587	117,901
23	522,639	547,140	93,400
24	403,309	420,728	75,981
25	333,746	342,316	67,411
26	319,071	317,719	68,763
27	321,666	319,090	71,339
28	326,170	326,621	70,888
29	336,384	337,142	70,130
30	341,349	339,102	72,377
令和元年	344,101	337,800	78,678

(注) 少額訴訟から通常移行したものは含まない。



(最高裁判所 (2020) 36 頁)

(2) 法人数

国税庁の会社標本調査によれば、2004 年は 2,572,088 社、2014 年は 2,616,485 社である (約 1.7%増加)。

(3) 弁護士数

参考までに、日本の民事訴訟率の低さの理由づけのテーマで、制度説ないし機能不全説で挙げられる弁護士数の推移を確認したい。平成元年 13,541 人から令和元年 41,118 人へ約 3 倍増加している (各年 3 月 31 日現在)。民事訴訟記録調査の対象年の 2004 年と 2014 年を比較すると、20,224 人から 35,045 人へ約 1.7 倍増加している。

同時期の上記の民事訴訟件数 (ほぼ不変) および民事訴訟率 (約 3.3%増加) にかんがみて、弁護士の増加はそれらを大幅に上回っていることが分かる。

## 5 検討

日本の民事訴訟率の低さの理由の理由づけに関する従来の議論では、木下（2020）の分類による「法人争訟追求タイプ」、「自然人争訟追求タイプ」、「法人業務タイプ」、「自然人定型タイプ」のうち、主に自然人が訴訟を提起する「自然人争訟追求タイプ」、「自然人定型タイプ」を念頭におく一方、法人の関わる「法人争訟追求タイプ」、「法人業務タイプ」はほとんど考慮されてこなかったように見受けられる。

飯田（2020）は、当事者の自然人・法人の別と、訴訟代理人の有無が、訴訟の終局形態に一定の効果を有していると結論づけており、法人が訴訟代理人を選任しうる資源を多く持つ傾向により、自然人との差はより大きくなりうる。

ギャランター（1974）は、原告を、時たまの裁判利用者であるワン・ショッター（OP）と、多くの同種の訴訟に従事するリピート・プレイヤーズ（RP）に分類する。OP の例として、離婚事件の配偶者、自動車負傷原告、刑事被告人が、RP の例として、保険会社、検察官、金融会社が、それぞれ挙げて、代理人弁護士も、OP と RP に対応して分類する。このギャランターの議論は、本稿で検討した日本の民事訴訟の類型にもあてはまるように見受けられる（ただし、平田 2020 は逆の結論を示している）。

自然人原告に注目するだけでは、訴訟率とその増減を十分に説明できず、法人原告および多様な訴訟類型にも目配りする必要があるのではないか。後者の関係では、法人数の増減や、経済状況によっても、訴訟率は影響を受けうる。歴史的に、不況時に金銭の支払い督促の手段として裁判が用いられて訴訟件数が増える傾向は、すでに指摘されており（林屋 1996）、その支払い督促には法人による訴訟利用が多く含まれることが推測される。

## 6 おわりに

本稿では、日本の地方裁判所の民事訴訟率は、民事訴訟の事件類型により影響を受けうるという仮説を立て、2004 年と 2014 年の訴訟記録調査と訴訟当事者調査その他のデータを交えて、その是非を検討した。その結果、民事訴訟率は様々な事象に影響を受けうるものの、民事訴訟の事件類型、とりわけ法人が訴訟当事者として民事訴訟を利用する態様により影響を受けうることを論じた。日本の民事訴訟率の低さの理由づけをめぐる議論において、民事訴訟の実際の類型と態様への留意を促す問題提起になれば幸いである。

### 〔文献〕

馬場健一（2004）「訴訟回避傾向再考—『文化論的説明』へのレクイエム」（和田仁孝他編『法社会学の可能性』法律文化社 123-146 頁。

Galanter, Mark (1974). “Why the Haves Come Out Ahead: Speculations on the Limits of Legal Change”, 9:1 *Law and Society Review*, 95-160.

ヘイリー、ジョン・O（1978-79）「訴訟嫌いの神話（上）（下）」（加藤新太郎訳）判例時報 902 号 14-22 頁、907 号 13-20 頁。

林屋礼二（1996）『明治期民事裁判の近代化』東北大学出版会。

- 平田彩子 (2020) 「相手方属性とトラブル経験・訴訟経験 : Galanter モデルの検証」ワーキングペーパー.
- 飯田高 (2020a) 「民事訴訟記録調査の概要」社会科学研究 71 巻 2 号 5-26 頁.
- (2020b) 「民事裁判における自然人と法人—終局形態の一分析」社会科学研究 71 巻 2 号 131-153 頁.
- 河合幹雄 (2010) 「日本の訴訟当事者の特性—2004 年民事訴訟行動調査報告から」フット、ダニエル・H・太田勝造編『現代日本の紛争処理と民事司法 3 裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会 3-19 頁.
- 川島武宜 (1967) 『日本人の法意識』岩波書店.
- 木下麻奈子 (2020) 「訴訟のタイプと事件類型」社会科学研究 71 巻 2 号 27-52 頁.
- ラムザイヤー、マーク (1990) 『法と経済学—日本法の経済分析』弘文堂.
- 最高裁判所 (2020) 『裁判所データブック 2020』.
- Tanase, Takao (1990). “The Management of Disputes: Automobile Accident Compensation in Japan”, 24 *Law and Society Review*, 651-692.
- ヴォルシュレーガー、クリスチャン (2001) 「民事訴訟の比較歴史分析—司法統計から見た日本の法文化 (1) (2)」(佐藤岩夫訳) 法学雑誌 48 巻 2 号 502-540 頁、48 巻 3 号 731-776 頁.